

別表【奈良県総合医療センターベッドセンター運營業務に係る公募型プロポーザル評価基準】

評価項目		評価ポイント	配点
(ア)	本業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施上、必要な人員が配置されている。</li> <li>・人員確保のための方策を複数有しており、十分な人員確保が期待できるものとなっている。</li> <li>・受託責任者の経験が豊富であり、業務遂行にあたっての管理が期待でき、かつ、指示命令系統も明確で、組織として機能できると判断できる。</li> </ul>	10
(イ)	管理対象品の管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別別に管理できる仕組みが構築されている（システムの導入等）。</li> <li>・作業履歴の確認や貸出場所の確認ができる。</li> <li>・管理対象品の貸出にあたり在庫管理状況が確立されている。</li> <li>・ベッドセンター以外に定数配置されている物品の管理も可能となっている。</li> <li>・管理対象品の点検計画が立案されており、管理対象物品を長期的に利用できる取り組みがなされている。</li> </ul>	20
(ウ)	清掃及び修理の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育器、コット、ベッドについて清掃の依頼方法が明確化されている。</li> <li>・清掃手順について種別毎に清掃マニュアルを整備し、個体に適した清掃を実施している。</li> <li>・修理依頼の方法が明確化されており、管理対象品の製品情報や修理手法などに関して十分な知識を有している。</li> </ul>	10
(エ)	院内のサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理対象品の使用方法について誤りが見られる場合は改善提案を行い未然にヒヤリハット事例を防ぐことに注力している。</li> <li>・管理対象品の使用頻度や点検結果などを総合的に判断し、更新計画の提案ができる。</li> </ul>	15
(オ)	スタッフの教育体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施において、必要な教育研修体制が整備されている。</li> <li>・研修の成果を確認できる仕組みが作られており、必要に応じた再教育の実施まで言及されている。</li> <li>・教育内容が当センターの機能に合致したものとなっている。</li> </ul>	10
(カ)	上記以外での提案事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴社に委託することで受けられるメリットや他社と比較しての強み。</li> </ul>	20
(キ)	災害発生時の対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時においても当センターの業務継続性に支障が生じないと考えられる提案となっている。</li> </ul>	5
(ク)	見積価格	価格評価点＝現行の価格を5点とし現行価格に対する見積価格の割合に応じ増減。	10
合 計			100